

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月19日

【会社名】 新都ホールディングス株式会社
(旧会社名 株式会社クリムゾン)

【英訳名】 SHINTO Holdings, Inc.
(旧英訳名 CRYMSON Co., Ltd.)
(注)平成29年4月25日開催の第33期定時株主総会の決議により、平成29年10月1日をもって当社商号を「株式会社クリムゾン(英訳名 CRYMSON Co., Ltd.)」から「新都ホールディングス株式会社(英訳名 SHINTO Holdings, Inc.)」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鄧 明輝

【本店の所在の場所】 東京都墨田区江東橋一丁目16番2号

【電話番号】 03-6659-5141

【事務連絡者氏名】 取締役 半田 紗弥

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区江東橋一丁目16番2号

【電話番号】 03-6659-5141

【事務連絡者氏名】 取締役 半田 紗弥

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年12月14日、東京地方裁判所における下記判決を受け、本日その送達を受けましたので金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟があった年月日

平成28年8月22日

(2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社スーツ 代表取締役 小松 裕介

住所 東京都渋谷区上原二丁目31番5号

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容 コンサルティング費用請求

損害賠償請求金額 5,400,000円及びこれに対する遅延損害金

(4) 訴訟の解決があった年月日

平成29年12月14日

(5) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

被告は、原告に対し、270万円及びこれに対する平成28年9月22日から支払済みまで年6分の割合による

金
員

員を支払うこと。

原告のその余の請求を棄却する。

訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

当社はこの判決に不服であり平成29年12月15日、控訴いたしました。今後の対応につきましても適切に対応してまいります。尚、当社の業績に与える影響につきましては、僅かであると考えております。